

# 新宮町民間委託推進計画

平成18年3月 策定  
(平成18年8月改訂(追加))

新 宮 町

## はじめに

現在の国や地方の厳しい財政状況の下で、今後の地方分権の推進、少子高齢化の進展、住民ニーズの高度化・多様化などの様々な課題に適切に対応するとともに、住民サービスの維持・向上を図っていくことが市町村に求められています。

このような要請に応えるため、本町では平成17年12月に第二次新宮町行政改革大綱及び同前期実施計画を策定し、現在、行政改革に取り組んでおります。上記実施計画の中で、経費の節減合理化を図るための具体策の一つとして、行政が直接実施してきた事務事業のうち、住民サービスを低下させることなくコスト削減が可能な分野について民間委託を推進するため、「民間委託・アウトソーシング計画の作成及び実施」を掲げております。これを踏まえ、町で実施している様々な業務のうち、民間委託が可能であるものについて、効率性及びサービス面等の具体的な検討を行うとともに民間委託実施の是非を検証し、民間委託を推進するため、本計画を策定することといたしました。

## 第1節 策定の方針

### (1) 策定の視点

定員適正化計画に基づく職員数の削減を住民サービスの質的低下を招くことなく達成するため、外部委託（指定管理者制度を含む。）又は人材派遣等を積極的に活用することを目的とし、実効性のあるプログラムを策定する。なお、直営から民間委託への切り替えにあたっては、地域雇用や住民との協働について配慮するものとする。

ただし、次に掲げる事務事業は、本計画の対象外とする。

公権力の行使や町の政策形成に影響のあるもので、職員による対応が望ましいと考えられる事務事業

例) 権利義務を制限する許認可等の事務、例規の制定改廃、町重要政策の企画調整等

職員による高度な専門知識や対外的な対応が求められる事務

例) 戸籍事務、団体指導等

外部委託の方が割高となる事務事業（ただし、臨時職員や嘱託職員の長期雇用による違法状態からの改善に係るものは除く）

### (2) 本計画の実施期間及び進捗管理について

平成17年度から平成21年度を集中的に取り組む期間とする。

なお、進捗状況は年度末ごとに取りまとめ、公表するものとする。

## 第2節 民間委託実施プログラム

以下に掲げる業務は、町の実施する業務のうち、民間委託が可能と思われるものである。これらの業務について、効率性及びサービス面等の具体的な検討を行うとともに民間委託実施の是非を検証し、検証の結果、民間委託によることが望ましいという結論が出たものについて随時民間委託を実施するものとする。

### ・施設の維持管理業務

#### ・1 筑前新宮駅前自転車駐車場の維持管理業務

- ・所管課：生活振興課
- ・手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用の承認、駐車料の徴収及び施設、設備等の維持管理等について民間事業者に業務委託している。なお、町では業務実施状況の確認や駐車料の還付等を実施している。</li> <li>・H17 予算額 13,307 千円（施設管理業務委託経費）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用の承認、駐車料の徴収及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則等の整備</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成18年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入により経費が削減できる。</li> </ul>

#### ・2 新宮町農産物直販所の維持管理及び運営業務

- ・所管課：生活振興課
- ・手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営、利用の許可及び施設、設備等の維持管理等について粕屋農業協同組合に業務委託している。なお、町では業務実施状況の確認等を実施している。</li> <li>・H17 予算額 1,743 千円（施設リース経費） 業務委託に係る経費は発生していない。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営、利用の許可及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則等の整備</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成18年度

期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づいた適正な管理業務が実施できる。</li> <li>・町の農林水産業の活性化及び生産者と消費者の交流に寄与することができる。</li> </ul>
---------	--

． 3 相島地域産物展示販売所の維持管理及び運営業務

- ・ 所管課：生活振興課
- ・ 手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営、利用の許可及び施設、設備等の維持管理等について新宮相島漁業協同組合に業務委託している。なお、町では業務実施状況の確認等を実施している。</li> <li>・業務委託に係る経費は発生していない。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営、利用の許可及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則等の整備</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成18年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づいた適正な管理業務が実施できる。</li> <li>・来場者の漁業に対する理解を深め、相島内外の住民同士の交流や地域の振興を図り、また漁業の活性化を図ることができる。</li> </ul>

． 4 新宮町立相島へき地保育所の維持管理及び保育業務

- ・ 所管課：健康福祉課
- ・ 手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における児童の保育について民間業者からの人材派遣により業務を実施している。なお、町では入所の許可、保育料の徴収及び施設、設備等の維持管理等を実施している。</li> <li>・H17 予算額 6,857 千円（人材派遣経費）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の入所許可を受けた幼児の保育及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則等の整備</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成18年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入により経費が削減できる。</li> </ul>

． 5 新宮町ボランティアセンターの維持管理及び運営業務

- ・ 所管課：健康福祉課
- ・ 手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営、利用の許可、施設使用料の徴収及び施設、設備等の維持管理等について新宮町社会福祉協議会に業務委託している。なお、町では業務実施状況の確認や施設使用料の還付等を実施している。</li> <li>・ H17 予算額 10,756 千円（管理運営委託経費）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記施設の運営、利用の許可、施設使用料の徴収及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、規則等の整備</li> <li>・ 他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成 18 年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づいた適正な管理業務が実施できる。</li> <li>・ 町民のボランティア活動の拠点としての機能をさらに高めることができる。</li> </ul>

． 6 そぴあしんぐうの維持管理及び運営業務

- ・ 所管課：社会教育課
- ・ 手法：指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営業務等について財団法人新宮町文化振興財団に業務委託している。なお、町では業務実施状況の確認や施設の使用許可、使用料の徴収及び施設、設備等の維持管理等を実施している。</li> <li>・ H17 予算額 72,651 千円（管理委託経費、人件費）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理制度として指定管理者制度が導入されたことに伴い、業務委託の内容について見直しを行う必要がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の運営、使用の許可、施設使用料の徴収及び施設、設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、規則等の整備</li> <li>・ 他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成 18 年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者制度の導入により経費が削減できる。</li> </ul>

・ 7 浄水場施設の維持管理業務

- ・ 所管課：上下水道課
- ・ 手法：部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理、電気設備の保守点検、取水地の草刈り、ポンプ設備の定期点検及び薬品注入設備の保守点検について、それぞれ民間事業者又は個人に業務委託している。なお、町では委託業務の実績報告の確認、薬品の購入、漏水の点検等を実施している。</li> <li>・ H17 予算額 22,603 千円 内訳：浄水場管理業務委託、電気保守業務委託、取水地内草刈り業務委託、ポンプ定期点検業務委託、薬品注入保守点検業務委託</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別に業務委託を実施しているため、契約及び監督業務等が複雑となっている。</li> <li>・ 現在、町で行っている「現状」に掲げる業務についても、民間委託が可能と思われる。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水場管理、電気保守、取水地内草刈り、ポンプ定期点検、薬品注入保守点検、薬品の購入、漏水の点検等の業務 上記業務を一括して一民間事業者に業務委託</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の委託業務内容を一括して実施可能な民間事業者の検討</li> <li>・ 一括委託による費用対効果の検証</li> </ul>
実施時期	平成 19 年度以降
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別に業務委託を実施する場合に比べ、受託者側の配置人員の統合等により業務委託経費の削減が可能と思われる。</li> </ul>

・ 8 業務名：社会体育施設の維持管理及び運営業務

(H18.8 追加)

- ・ 所管課：社会教育課
- ・ 手法：部分的な業務委託、指定管理者

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内体育施設（体育館及びグラウンド、テニスコート、相撲場、ゲートボール場）の利用に対し申請受付や空き状況の照会等をシーオーレ新宮で社会教育課職員が勤務しているとき（平日 8:30～17:00）に行っている。</li> <li>・ 施設の維持管理については、町民体育館、町民グラウンド、テニスコート、相撲場、ゲートボール場、学校グラウンド（ナイター照明のみ）について実施している。</li> <li>・ 施設の鍵、ナイターカードの貸出しについては、社会教育課職員及び警備員、日直が勤務時間内で対応している。</li> </ul>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17 予算額 3,354 千円（光熱水費）</li> <li style="padding-left: 2em;">1,500 千円（修繕料）</li> <li style="padding-left: 2em;">1,949 千円（使用料収入）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付や空き状況の照会は職員が勤務しているとき（平日 8:30～17:00）のみ行っているため、受付時間拡張の要望があがっている。</li> <li>・ 施設の利用時間が主に社会教育課職員の勤務時間外となるため、不測の事態への対応が困難な場合がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内体育施設の利用調整、利用の許可、使用料の徴収及び施設設備等の維持管理等の業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例、規則等の整備</li> <li>・ 他自治体での業務の実施状況及び取り組み事例等の調査・研究</li> </ul>
実施時期	平成 19 年度以降（N T T 開発によるグラウンド等の帰属後）
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付時間の拡張</li> <li>・ 施設管理について迅速な対応</li> <li>・ 施設等の安全管理の徹底</li> </ul>

その他の業務

． 1 電話交換業務

- ・ 所管課：総務課
- ・ 手法：人材派遣

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部から役場に対してかかってくる電話の各担当職員への交換業務については、町職員が直接住民と接する機会を増やすとともに経費節減を図るため、各課持ち回り方式で実施している。なお、本業務に係る経費は発生していない。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民から、「町に電話をかけてもなかなか電話に出ない」等の意見が寄せられている。</li> <li>・ 窓口業務を担当している職員からは、窓口対応と電話対応が重なることが多く、対応しづらいという意見がでている。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話交換担当者 3 名による交代制勤務（常時 1 名勤務）による電話交換業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> <li>・ 人材派遣による場合と臨時職員による場合との業務実施の効率性の比較検討</li> <li>・ 受託者に対して配布する対応マニュアルの作成</li> </ul>
実施時期	平成 17 年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の意見を踏まえた電話交換業務の改善により住民サービスの向上が図れるとともに、職員が効率的に業務を行うことができる。</li> </ul>

． 2 町職員研修業務

- ・ 所管課：総務課
- ・ 手法：部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町においては独自の職員養成研修は行っておらず、市町村職員研修所で行われている階層別研修（役職ごとに必要とされる知識の習得を目的とした必須研修）並びに専門研修（専門分野の知識の習得を目的とした参加希望制の研修）及び民間事業者等が主催する専門的な研修に職員を参加させている。</li> <li>・ H17 予算額 1,021 千円（研修参加負担金） 民間事業者等の実施する専門的な研修に参加するための負担金</li> </ul>
----	--



問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい財政状況のなか限られた人材で行政運営を行わなければならない状況下においては、職員の様々な知識の習得による能力の向上は必須の課題となっている。</li> <li>・ 毎年職員への参加希望調査を行っているが、職員ごとに研修に対する取組姿勢の違いがあり、近年参加者が固定化されてきている。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後策定予定である人材育成基本計画の内容を踏まえた研修カリキュラムの編成及び研修の実施</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修実施にあたり、地方分権社会が求める人材を育成していくために必要となる人材育成基本計画の検討及び同計画の策定</li> <li>・ 他自治体で実施されている職員研修事例から費用対効果の調査・研究</li> <li>・ 受託者となりうる民間事業者の検討</li> </ul>
実施時期	<p>平成20年度以降</p> <p>なお、平成18年度に人材育成基本計画策定予定</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な行政課題に適切に対応できる職員を育成することで、施策の迅速な実施等、効率的な行政運営が可能となるとともに、住民サービスの向上につながる。</li> </ul>

### ． 3 町ホームページ維持更新業務

- ・ 所管課：総務課
- ・ 手法：部分的な業務委託（住民団体等との協働）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町のホームページの運営は、町職員のみで行っている。具体的には、町行政に関して住民に公表すべき項目について、各課からのホームページへの新規掲載、更新依頼に基づき、既存掲載内容の更新を行っている。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のホームページには、行政が提供すべき災害情報、イベント、各種手続、その他条例等により掲載する必要のある情報（「行政情報」）を主に掲載しているが、今後は、住民の交流の場として様々な暮らしの情報（「まちの情報」）を掲載していきたいと考えている。</li> <li>・ 本町では住民が主役のまちづくりを推進しており、住民との協働が可能な分野について、積極的に住民参画を行っていくため、その検討を行っている。</li> </ul>

民間委託を行おうとする業務の範囲	・「行政情報」を除く「まちの情報」のホームページへの掲載業務（取材、原稿作成、町への掲載内容確認依頼、掲載）
検討課題	・当該業務の委託が可能な団体の把握及び育成 ・行政が発信する情報としての正確性、公平性、中立性の確保 ・NPO法人に業務委託している愛知県犬山市などの事例の調査・研究による課題の抽出
実施時期	平成20年度
期待される効果	・住民との協働により「住民が主役のまちづくり」の実現に寄与する

#### ．4 広報誌作成業務

- ・所管課：総務課
- ・手法：部分的な業務委託（住民団体等との協働）

現状	・町広報誌「アクティブ新宮」に掲載する記事に関する取材、広報原稿作成については町職員で対応している。 ・H17 予算額 7,547 千円（印刷製本費・配送料）
問題点	・現在の広報誌には、行政が提供すべき災害情報、イベント、各種手続、その他条例等により掲載する必要のある情報（「行政情報」）を主に掲載しているが、今後は、住民の交流の場として様々な暮らしの情報（「まちの情報」）を掲載していきたいと考えている。 ・本町では住民が主役のまちづくりを推進しており、住民との協働が可能な分野について、積極的に住民参画を行っていくため、その検討を行っている。
民間委託を行おうとする業務の範囲	・「行政情報」を除く「まちの情報」の広報誌への掲載業務（取材、原稿作成、町への掲載内容確認依頼、掲載等） ・町において原稿を作成した「行政情報」の掲載業務
検討課題	・当該業務の委託が可能な団体の把握及び育成 ・行政が発信する情報としての正確性、公平性、中立性の確保
実施時期	平成21年度 ただし、本業務の委託については、ホームページの運営業務委託導入後、その状況を検証した上で実施する。
期待される効果	・住民との協働により「住民が主役のまちづくり」の実現に寄与する

・ 5 業務名：広報等全戸配布業務

(H18.8追加)

・ 所管課：総務課

・ 手法：部分的な業務委託、人材派遣

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組長約 355 人に全世帯 (8900 世帯) 配布してもらっている。</li> <li>・ 組長宅までの配布委託料に 1,647 千円支出している。</li> <li>・ H17 支出額 組長宅までの配送料 1,647 千円 組長報酬 13,957 千円</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸数が 100 戸を超える組合も数組合でてきており、組長の負担が大きくなっている。</li> <li>・ 報酬で支払っているが、組長を非常勤特別職とする規定がない。</li> <li>・ 組長約 355 人の個人口座管理、名簿管理の事務が毎年発生している。</li> <li>・ 組長が行政区の役員なのか、町の役員なのか不透明な部分がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内 8900 世帯への広報 (年 12 回) 及び町の印刷物等の配布業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託した場合に、地域コミュニティにどのような影響を与えるか。</li> </ul>
実施時期	平成 19 年度以降
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組長の負担削減</li> <li>・ 総合的な経費の削減 (組長報酬を見直した場合)</li> </ul>

・ 6 国政及び地方選挙投票・開票業務

・ 所管課：総務課

・ 手法：人材派遣

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙日当日の投票所における投票に係る業務 (受付、選挙人名簿照合、投票用紙配布等) 及び選挙日当日の開票所における開票に係る業務 (投票用紙の集計等) については、いずれも町職員のみで対応している。(投票事務：町職員約 70 名、開票事務：町職員約 57 名)</li> <li>・ H17 予算額 2,199 千円 (投票事務人件費) 855 千円 (開票事務人件費)</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町職員による対応の場合、臨時職員、人材派遣職員等と比較すると人件費が高くなる。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙当日の投票所受付等及び開票作業時の集計作業等の業務</li> </ul>

検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> <li>・人材派遣による場合と臨時職員による場合との効率性の比較検討</li> <li>・導入時期の検討</li> </ul>
実施時期	調査・検討の結果、委託による実施が望ましいとなれば、具体的実施時期の検討を行う。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票事務については、従事職員 70 名中約 20 名を、開票事務については、従事職員 57 名中約 20 名を人材派遣に切り替えることにより、約 300 千円の削減が可能となる。</li> </ul>

． 7 給与・福利厚生事務

(H18.8 追加)

・ 所管課：総務課

・ 手法：部分的な業務委託、人材派遣

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は給与(人事研修兼務)、共済担当職員 2 名と給与嘱託職員 1 名(電算)の計 3 名で事務を行っていたが、給与システムのバージョンアップに伴い、現在は職員 2 名体制である。</li> <li>・給与制度は複雑で、近年大幅な改正が続いている。</li> <li>・嘱託・臨時職員が増えている。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与・共済制度の理解に時間を要する。</li> <li>・定員適正化計画により、総務課の職員数は漸減し、平成 22 年度には現在数から 3 人減となる。</li> <li>・給与事務に関しては職員の身分が必要な場合があるため、嘱託職員が望ましいが複数年雇用ができない。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<p>委託又は人材派遣による給与異動事務及び福利厚生事務の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事記録に関する事務</li> <li>・昇給、昇格に関する事務</li> <li>・各種職員手当に関する事務</li> <li>・共済、福利厚生手続に関する事務</li> <li>・嘱託・臨時職員の福利厚生事業の手続に関する事務 等</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託又は人材派遣を実施した場合の、経費削減効果又は費用対効果の検証</li> <li>・委託または人材派遣の場合の当該社員の守秘義務</li> <li>・民間と異なる制度理解に時間がかかり、人事との関連があるため、職員にも精通者が必要</li> </ul>
実施時期	平成 19 年度以降

期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の負担軽減</li> <li>・給与事務のチェック機能の強化</li> <li>・課内の他事務の兼任・サポート</li> </ul>
---------	--

． 8 税務住民課各種証明書交付業務

- ・ 所管課：税務住民課
- ・ 手法：人材派遣

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下に掲げる業務の実施にあたっては、窓口において臨時職員（1名）又は担当職員が受付を行い、受付けたものについての電算処理、証明書作成等を担当職員が行い、その証明書等の交付業務を臨時職員又は担当職員が行うという流れで業務を実施している。</li> <li>(1)戸籍に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍届及び戸籍の附表の写しの交付申請受付、審査及び戸籍の附表の写しの交付業務等</li> </ul> </li> <li>(2)住民基本台帳に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の異動の受付、審査及び処理等</li> <li>住民票の写しの交付申請受付、審査及び写しの交付業務等</li> </ul> </li> <li>(3)印鑑の登録及び証明に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付業務等</li> </ul> </li> <li>・ H17 予算額 1,452 千円 （臨時職員人件費（任用期間延べ1年）） 臨時職員は窓口での受付及び証明書等交付事務のみを実施</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員が窓口対応及びその事務処理を実施していることから、窓口に住民の方が来られた際、他の事務処理に従事しているため、その対応ができず、住民を待たせるという状況が度々生じている。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍届及び戸籍の附表の写しの交付申請受付及び戸籍の附表の写しの交付業務</li> </ul> </li> <li>・ 住民基本台帳に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の異動の受付</li> <li>住民票の写しの交付申請受付及び写しの交付業務</li> </ul> </li> <li>・ 印鑑の登録及び証明に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証明書の交付業務等</li> </ul> </li> </ul>

検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等により町職員で必ず実施しなければならない業務とその必要のない業務の整理</li> <li>・人材派遣による場合と臨時職員の増員による場合との業務実施の効率性の比較検討</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究による課題の抽出</li> </ul>
実施時期	平成19年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口対応と事務処理とを完全に切り離すことにより、効率的な業務実施が可能となり、住民サービスの向上が図れるとともに、人員削減を図ることで経費の削減が可能となる。</li> </ul>

． 9 固定資産（新築家屋）評価業務

- ・ 所管課：税務住民課
- ・ 手法：部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員（固定資産評価補助員）が家屋評価を実施すべき物件（木造建築物、軽量鉄骨造建築物等）の所有者と現地調査実施日の日程調整をした上で現地調査を行い、家屋図面を作成するとともに調査結果をシステムに入力して固定資産の評価額を決定するという流れで業務を実施している。</li> <li>・H17 予算額 1,766 千円 （家屋評価システムリース料）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務の実施にあたっては、専門的知識を要し、その知識を習得するには時間と経験が必要となる。</li> <li>・本町では、当該業務に係る専門職員は採用しておらず、人事サイクルの中で数年ごとに異なる一般職員が対応することとなるため、公平な評価を担保することに苦慮している。</li> <li>・年間評価件数は現在200件弱であるが、今後、市街地再開発等が進んでいけば、年間評価件数の増加が予想される。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の調整した日程での現地調査の実施及び調査結果の報告</li> <li>・家屋図面の作成</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人員配置見直し、現状維持も含めた民間委託実施の是非に関する検討</li> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> <li>・委託金額の積算方法や業務委託の範囲等の検討</li> <li>・業務の委託先となりうる民間事業者の検討</li> <li>・導入時期の検討</li> </ul>
実施時期	調査・検討の結果、委託による実施が望ましいとなれば、具

	体的実施時期の検討を行う。
期待される効果	・役場職員の人事異動に伴う担当者の変更が行われても、評価の基準を常に一定に保つことができるため、固定資産税の適正な賦課が可能となる。

． 1 0 土地の所有権移転・保存登記に係る業務

- ・ 所管課：都市整備課
- ・ 手法：部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町が業務に必要な土地の取得を行う際の登記にあたっては、当該土地及び周辺地の測量を実施し、登記申請書を作成の上、法務局に申請している。なお、測量業務については、現在民間への業務委託を実施している。</li> <li>・ 年間登記件数は現在 1 6 0 件である。</li> <li>・ H17 予算額 2,900 千円（測量委託経費）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務局においてその処理を行う登記官によって登記申請書に添付する資料の種類や内容が異なり、担当者が数回法務局に出向いて協議を行い、必要に応じて現地立会いを実施し、必要な資料を整え、申請書の差替え等を行うというような状況が度々生じている。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の依頼に基づく土地の測量及び登記申請業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> <li>・ 委託金額の積算方法や業務委託の範囲等の検討</li> <li>・ 導入時期の検討</li> </ul>
実施時期	調査・検討の結果、委託による実施が望ましいとなれば、体的実施時期の検討を行う。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記申請書の差替えに伴う担当者的出張旅費等の経費を削減できるとともに、当該業務に係る人件費の削減が可能となる。</li> </ul>

1.1 保育料収納業務

(H18.8追加)

- ・所管課：健康福祉課
- ・手法：部分的な業務委託

現状	認可保育園の暁華、つばみ両保育園の保育料については、法令の規定により町が徴収しなければならないこととなっている。平成17年度、両園の在園児は、216名(内保育料無料30人)で、納付方法の内訳は口座振替70%、納付書納付30%となっている。保育料の滞納者数は、約30名でその約8割は卒、退園児が占めている。滞納者に対する督促、徴収業務は町職員が行っている。
問題点	滞納世帯については、様々な機会を捉えて納付相談、臨戸徴収、電話催告等を実施しているが、卒園された滞納世帯については、受益と督促の時点が異なるため納付義務意識が薄いことや転出したケースもあって納付に結びついていない。
民間委託を行おうとする業務の範囲	保育園を一つの収納代理金融機関として、保育所でも保育料を納付できるように収納事務を委託する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理要領の検討作成</li> <li>・保育園に支払う手数料の額</li> <li>・保育園との調整(事務量の増加)</li> <li>・総合的に見た費用(手数料)対効果(納付率の向上)</li> <li>・法律で委託することができるかとされる「収納事務」について、その範囲を明確にすること。 厚生労働省の資料では、徴収権限の委任は範囲外とされている。</li> <li>・上記の解釈をふまえ、委託する収納事務の内容(保育園から在園児の保護者に対して通知等をどの程度できるか等)を先進事例を踏まえ調査、検討。</li> </ul>
実施時期	平成20年度以降
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付場所の選択肢が増えることにより保護者の利便性が向上</li> <li>・納付率の向上</li> </ul>



1.2 小中学校用務員業務

- ・所管課：学校教育課
- ・手法：人材派遣

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮小学校、新宮東小学校、立花小学校及び新宮中学校においては、教育委員会で採用した臨時職員（各校1名）を活用して以下に掲げる当該学校施設の用務員業務を実施している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)災害防止                 <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内外の戸締り、校庭及び出入り口の開閉、校内巡視、火気の取締り及び後始末等の業務</li> </ul> </li> <li>(2)学校内外の連絡                 <ul style="list-style-type: none"> <li>校長の命ずる連絡事務、電話及び外来者の取次ぎの業務</li> </ul> </li> <li>(3)用務員室等の管理</li> <li>(4)湯茶わかし及び湯わかし場の管理</li> <li>(5)校舎内外の整備（小菅繕、じん芥の処理、下水溜水槽、排水溝の清掃等）に関する業務に対する協力</li> </ul> </li> <li>・H17 予算額 1,380 千円（新宮東小学校用務員人件費）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>1,380 千円（立花小学校用務員人件費）</li> <li>1,380 千円（新宮中学校用務員人件費）</li> <li>1,692 千円（新宮小学校用務員人件費）</li> </ul> </li> </ul>
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時職員の任用期間は長くとも6ヶ月間であることから、学校施設の鍵の管理を行っている用務員が定期的に交代することに対し、学校側から安全管理について不安の声が上がっている。</li> </ul>
<p>民間委託を行おうとする業務の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(1)から(5)に掲げる用務員業務</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体での業務の実施状況及び取組事例等の調査・研究</li> </ul>
<p>実施時期</p>	<p>平成18年度</p>
<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の児童・生徒に対する防犯というものが問題となっているなか、6ヶ月ごとに校舎の鍵の管理を行っている用務員が交代することによって生じていた学校側の安全性に対する不安が払拭できる。</li> </ul>

1.3 小学校の学校給食調理業務

(H18.8追加)

- ・所管課： 学校教育課
- ・手法：人材派遣、部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校が4校あるにもかかわらず、町職員が2名であり全校に職員を配置できない。又、19年度は退職者があるので職員が1人になる。</li> <li>・主に臨時の職員で調理している。</li> <li>・県費の栄養士が2名（新宮、新宮東小学校各1名）配置されているが、生徒が少ない学校（立花、相島小学校）は配属されていない。 配置基準 = 児童 / 生徒数 550名以上</li> <li>・配置されていない学校は、県費の栄養士に見てもらっている</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士が配置されていない学校については、単費で配置が必要とされる。</li> <li>・配置されていない学校は、日常管理が充分されていると思われるが、問題発生時対応に遅れが生じる。</li> <li>・保護者への説明が必要</li> <li>・パート職員が多いため、調理職員としての教育が適切に行われにくい</li> <li>・パートが辞めた場合、補充に手間がかかる。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理業務</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理業務が民間委託された場合、県費の栄養士は未配備の学校の世話は出来ないとのことなので栄養士の雇用について検討が必要。具体的には外部委託の中に栄養士を含めて業務委託することや、栄養士を人材派遣で配置すること等を検討。</li> <li>・外部委託した場合の費用対効果を検証</li> </ul>
実施時期	平成19年度以降
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事の簡素化がなされる。</li> <li>・調理員の教育が充分行われる。</li> </ul>

1.4 中学校の弁当給食業務

(H18.8追加)

- ・所管課： 学校教育課
- ・手法：部分的な業務委託

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒・保護者・教職員までは、弁当給食の説明会を実施している。</li> <li>・弁当受け入れ施設については、管理棟建替の中に計画している。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当給食に対応できる業者が福岡には2社のみであり、対応できる業者が少ない。</li> <li>・栄養士・給食事務員の雇用が必要。</li> <li>・食数が少ないため、1食あたりの調理費が高くなる。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当調理、配送、回収</li> <li>・調理衛生管理</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全生徒が弁当給食実施できる内容等の検討</li> </ul>
実施時期	平成19年度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年要望された中学校給食が実施される。</li> </ul>

15 業務名：町立図書館 業務

(H18.8追加)

・所管課：社会教育課

・手法：部分的な業務委託（指定管理者） 人材派遣

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正職員 3 名、嘱託職員 4 名と臨時職員が月平均 3 名で、1 日 7 人体制で行っている。</li> <li>・正職員・嘱託職員で利用者サービスの充実を目的として、各種行事やブックスタート・相島への出張貸出・広域利用等のサービスを行っている。</li> <li>・正職員・嘱託職員で利用者のニーズの多様化に即した資料を選書し、充実を図っている。</li> <li>・ H18 人件費（予算額） 36,882 千円 ～職員、嘱託、臨時分計</li> </ul>
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託職員については長期間雇用できないが、1 年以上雇用している。</li> <li>・臨時職員の入れ替えが激しいため、業務に慣れるまで時間を要する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">臨時職員の雇用形態</p> <p style="text-align: center;">平日と土日祝日勤務（2 ヶ月 25 日） 3 名 土日祝日のみ勤務（有資格の学生） 1 名</p>
<p>民間委託を行おうとする業務の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立図書館の管理運営全般</li> </ul>
<p>検討課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選書・蔵書構成、子どもの読書推進計画、ブックスタート、学校図書との連携等、公益性の高い業務を指定管理者が代行できるかどうか、先進団体の事例を見ながら調査・研究を進める必要がある。</li> <li>可能であれば、住民との協働のまちづくりの視点から町民等の有志で構成する N P O ・ボランティア団体を指定管理者として育成・支援しながら、併せて熟練した要員の確保に努める。</li> <li>・広域貸出による他の都市圏自治体との連携への対応</li> <li>・指定管理者の担い手となる N P O ・ボランティア団体等の組織づくり</li> </ul>
<p>実施時期</p>	<p>平成 24 年度を目途に指定管理者の担い手が育成され、実施可能と判断された時点</p>
<p>期待される効果</p>	<p>住民協働のまちづくりの推進、将来的なコストの抑制</p>

1.16 学童保育所の運営業務

(H18.8追加)

- ・ 所管課：社会教育課
- ・ 手法：部分的な業務委託（指定管理者）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新小及び東小の2箇所に設置している。</li> <li>・ 町と保護者会で運営している。</li> <li>・ 町は入退所の決定、指導員の雇用及び施設管理を担当し、保護者会は学童保育所の運営を担当している。</li> <li>・ 17年度予算額 11,469千円（最終）</li> <li>・ 18年度予算額 19,415千円（6月補正見込）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導員の確保が困難である。</li> <li>・ 指導員は臨時職員のため、長期間の雇用ができないが、1年以上雇用している。</li> <li>・ 運営について、保護者会役員からの不満がある。（特に会計は滞納通知等、事務の負担がかなりある。）</li> <li>・ 東小学童保育所の入所児童は今後も増加が予想される。</li> <li>・ 立小にも学童保育所の設置の住民要望がある。</li> </ul>
民間委託を行おうとする業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学童保育所の運営（会費の徴収、保護者の対応等）</li> <li>・ 指導員の雇用（業務管理等）</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用が増加する。</li> <li>・ 運営委託から指定管理へ移行する。（指定管理での問題点を運営委託で事前に把握する。）</li> <li>・ 保護者へ理解（費用負担とサービス）</li> </ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度（平成20年度を目標に指定管理へ）</li> </ul>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者会の負担減（会費の徴収等）</li> <li>・ 担当職員の事務量減（保護者の対応、指導員の業務管理等）</li> <li>・ 指導員の確保（増員等の対応や長期雇用）</li> </ul>

### 第3節 実施に伴う関係事項等の整備について

前節において民間委託が可能な業務について個々に検討課題を示しているが、一般的な検討課題として次のようなことが挙げられる。今後は、これらの点についても十分検討を行い、民間委託を実施していく必要がある。

- (1) 定員適正化計画と連動させて民間委託の時期、方法を明確にしていく必要がある。
- (2) 受託者に対する指導や履行確認等について、職員としての資質を高めていく必要がある。
- (3) 個人情報保護など委託者としての必要な遵守事項の徹底をさせ、事故の未然防止を図る体制が必要である。
- (4) 住民との協働により業務を実施するにあたり、委託先(指定管理者)となる住民のボランティアグループ、NPO法人等の育成や団体の組織としての継続性が担保されることが必要であり、これを財政的にも支援する仕組みづくりや役場の支援体制づくりが必要である。また、行政に対して人材派遣を行い、行政と協働して事業を行うことを設立目的とした新たなNPO法人等の設立及び支援についても、併せて検討を行う必要がある。


<参考> 第二次新宮町行政改革大綱前期実施計画（抜粋）

1. 民間委託推進計画の策定

テーマ・No.	行政経費の節減合理化 民間委託等の推進					1
実施項目・担当課	民間委託・アウトソーシング計画の作成及び実施					総務課 総合政策課
目的	行政が直接実施する場合と民間委託の場合について比較表を作成し、民間が実施する方が効率的でサービスの向上になると思われる事務事業について民間委託を推進する。					
目標	行政が直接実施してきた事務事業のうち、コスト削減が可能な分野を民間委託することを目標に、民間委託推進計画を作成し、随時民間委託を実施する。					
実施期間(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	最終年度
当初計画	計画策定	随時民間委託	→			
進捗状況						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費等の経常経費を抑制する必要がある。</li> <li>・従来行政の分野とされてきた事務事業について、規制緩和等により民間企業の参入が相次いでいる。</li> <li>・個人・辞職奨励等の制度等により、民間事業者の辞職促進に対する意識が高まってきている。</li> <li>・総務省が作成した「行政改革推進のための新たな指針」において、民間委託を推進する旨規定されている。</li> <li>・これまでのアウトソーシングの妥当性が検証されていない。</li> </ul>					
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間が実施した方が効率的な業務やサービスが向上すると思われる業務については、公権力の行使・安全性・公平性の問題がなければ民間委託を推進する。</li> <li>・所管事務ごとに民間委託の導入の可否、手法等に関する検討を実施したうえで民間委託推進計画を策定する。</li> <li>・すでにアウトソーシングしている部門についても、見直しを行う必要がある。</li> </ul>					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託することで、サービス内容を維持した上で運営経費を抑制することが可能となり、経常経費の圧縮が図れる。</li> <li>・職員の配置転換等により、他の行政課題への対応が可能となる。</li> </ul>					

## 2. 民間委託推進計画の策定に関連する計画項目

### (1) 公の施設の指定管理者制度の導入

テーマ・No.	行政経費の節減合理化 民間委託等の推進					2
実施項目・担当課	公の施設の指定管理者制度の導入					総合政策課
目的	地方自治法の改正により、公の施設の指定管理者として民間企業もその対象とすることができるようになったため、施設の有効利用・サービスの迅速性・管理経費の節減等を目的として指定管理者制度の検討をする。					
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年9月までに管理委託済み施設の指定管理者制度に移行する。</li> <li>直営の施設については指定管理者制度の検討を行い、随時導入する。</li> </ul>					
実施期間(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	最終年度
当初計画	条例制定	指定管理者制度の導入				20年度
進捗状況						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年9月までに管理委託済み施設については指定管理者制度に移行しなければならない。</li> <li>公の施設の指定管理者制度により、管理業務の代行が可能となったため、利用料金の収納や使用許可についても指定管理者が行うことができることとなった。</li> <li>管理運営等のソフト面でコスト意識が求められてきている。</li> </ul>					
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共的な団体に管理委託済みの施設について、期限内に指定管理者への円滑な移行を行う。</li> <li>その他の施設についても、人件費を含む管理コスト削減とサービスの向上に寄与すると思われる施設があれば、指定管理者制度を導入する。</li> </ul>					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の効果的な運営及びコスト削減が期待できる。</li> <li>直営施設について制度を導入することで、これまで施設運営に携わっていた職員の配置転換が可能となり、他の行政課題への対応が可能となる。</li> </ul>					



(2) 窓口サービスの改革

テーマ・No.	内部体制の合理化 組織機構改革					4
実施項目・担当課	窓口サービスの改革					総務課・各課
目的	住民の目から見て「町役場職員の意識が変わってきた」とはっきりわかる、基本的で象徴的な窓口サービスの改革を推進する。					
目標	町民の窓口サービス等に対する苦情や要望等に対応することで、町民からの苦情等件数の削減を図る。					
実施期間(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	最終年度
当初計画	できるものから順次実施					
進捗状況						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の交付など担当する住民課職員が総合案内的な役割を果たしているが、初めて訪れる来庁者にとってはどこに訪ねたらよいかわからないとの声も聞かれる。</li> <li>・窓口業務に限らず、職員としての基本的な「接遇マニュアル」がない。</li> <li>・電話対換は各課で持ち回りで職員が対応しているが、なかなか電話に出ないとの苦情がある。また、窓口業務を担当している職員からは電話対換の対応がしづらいと声もある。</li> <li>・各種の施設受付時間帯等について、来庁者の利便性を考慮してほしいとの声がある。</li> <li>・地震直後などにおいて住民を安心させる防災無線の放送などをしてほしいとの声がある。</li> </ul>					
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への挨拶や声かけの徹底など町職員としての当たり前の接遇マナー向上に努める。</li> <li>・信頼される町職員としての接遇マニュアルの策定。</li> <li>・電話対換のアウトソーシング化及び総合案内コーナーの設置。</li> <li>・施設の受付などサービスの時間拡充の検討。</li> <li>・適時適切な防災放送の実施。</li> <li>・接遇に関する研修を実施する。</li> </ul>					
期待される効果	分権型社会において、住民の付託に応え信頼される町職員を目指すことによって、「便利さ」「わかりやすさ」「心地よさ」を住民が実感できるようになる。					